

## 三重県地方創生検証会議設置要綱

### (目的)

第1条 三重県のまち・ひと・しごと創生に関する施策等について、総合的かつ専門的な見地から効果の検証を行うため、三重県地方創生検証会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 会議の委員は、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 三重県のまち・ひと・しごと創生に関する事業の効果検証に関すること。
- (2) その他まち・ひと・しごと創生の施策の推進に関すること。

### (委員)

第3条 会議は、知事が選任する委員で構成する。

- 2 会議の委員の任期は、選任の日から令和9年3月31日までとする。
- 3 会議の委員の再任は妨げない。

### (議長)

第4条 会議には議長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 議長は、会議を総理する。
- 3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、知事が招集し、これを主宰する。

- 2 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (報償費等)

第6条 県は、会議の委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

- 2 会議の委員以外の者が、会議に出席した場合は、報償費及び旅費を支給することができる。

### (庶務)

第7条 会議の庶務は、政策企画部企画課において行う。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。